

# 企画競争実施の公示

令和3年1月5日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業

【ゲートウェイ戦略②】観光 MaaS による広域アクセス強化事業

### (2) 業務内容

別紙、説明書による。

### (3) 履行期限

令和3年3月10日（水）

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地

米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併

せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・ 事業の定性的・定量的な目標値
- ・ 業務の実施体制、実施工程
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和3年1月15日（金）16時00分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・ 支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
- ・ 概算予算額：1,200万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもって

も特定しないものとする。

- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
  - ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
  - ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：森本)
  - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
  - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで  
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業

【ゲートウェイ戦略②】観光 MaaS による広域アクセス強化事業

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

## 3. 業務の目的

広島空港には、中国地方で唯一タイ・ノックエアーの日本初の定期路線が令和1年12月から就航している。（※現在運休中）

広島県では、こうした路線を活用して空港利用促進に力を入れており、当機構としても、せとうち方面からのインバウンド誘客を推進する良い機会と捉え、山陰のインバウンド宿泊を底上げするため、広島空港への直行便利用者を想定したターゲットとして、『広島空港から山陰までの交通アクセス・観光』を一体的に情報発信する。コロナ禍にあって、広島空港を発着する国際線が運休しているため、After/with コロナの誘客を見据え、観光客に人気のあるスポットを多く有するせとうち・関西方面からの誘客を進める観点から、主としてバス路線を活用した交通と観光を組み合わせた MaaS によるアクセスを強化し、山陰のインバウンド宿泊の底上げを図る。観光面では、山陰の強みである自然を活かして田舎体験や雪遊びなどの受け入れ環境を整備し誘客につなげる。

## 4. 業務の内容

(1) 広島空港や広島駅周辺などせとうち及び関西からの交通アクセスを備えた着地型観光商品の整備

- ・地元バス会社等による広島空港や広島駅周辺などせとうち及び関西～山陰間を結ぶバスの商品開発し、観光資源の有効活用策や観光資源に対する訪日客の満足度、山陰着後における周遊ルートの改善等について検証し、魅力度を高めることで山陰のインバウンド宿泊をの底上げを図る。
- ・タイ・シンガポールなどの旅行会社と地元バス会社等とのマッチングによるルート設定・改善のほか、国内在住外国人ジャーナリスト等による FAM ツアー実施（Web 形式を活用することも想定）によるツアー型旅行商品の開発。
- ・現地旅行会社等との商談会やセールスコールなど（Web 形式を活用することも想定）を通じた旅行商品の販売に向けた造成促進

※着地型観光商品のイメージ（あくまでもイメージであり事業実施に際しては事業趣旨に相応しい着地型観光商品を提案すること）

- ・奥出雲の古民家での田舎体験
- ・大山エリアの雪遊び
- ・鳥取砂丘のアクティビティ

※実施に当たっては、4.（2）記載の情報発信により周知する。

#### 目標と成果指標

《着地型観光商品の整備》

着地型観光商品数（必達）：3本

利用旅行者数（目安）：300名

売上額（目安）：2,400万円

（2）広島空港を、およびせとうち・関西方面から山陰までの交通アクセスに関する情報発信

広島空港やせとうち・関西方面から山陰までのバスを中心とした交通アクセスに関する情報を、国内在住の外国人ジャーナリスト等のブログや旅行記事等を通じて、旅マエの旅行者に向けて発信する。

なお、情報発信にあたっては、MaaS実証事業の成果などと組み合わせることにより、利便性を強調し、一層の誘客につなげる。

#### 目標と成果指標

《情報発信》

情報発信回数（必達）：14回

デジタルパスダウンロード者数：150名/月×3月≒500名

### 5. 成果物の提出等

（1）成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

（2）提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

（3）提出期限

令和3年3月10日（水）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

### 6. その他

（1）一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。

（2）事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事

業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。

事業実施に際してはコロナウイルス感染対策に十分配慮して行うこと。